別紙

特別養護老人ホーム　ビハーラ横手　ご利用料金表（令和8年6月１日改定）

介護報酬内容			基本単位	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	看護体制加算Ⅰ	栄養マネジメント体制強化加算	科学的介護推進体制加算	第４段階以上 31日計算（円）（市民税課税世帯の方）						第3段階 31日計算(円)（市民税世帯非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が①年額80万円を超え120万円以下の方、②年額120万円を超える方）					第2段階 31日計算(円)（市民税世帯非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額80万円以下の方）			第1段階 31日計算(円)（老齢福祉年金受給者の方、生活保護受給者の方）		
小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）	従来型個室（一人部屋）	要介護度	単位/日					単位/月	①介護給付サービス利用料（単位）	②介護職員等処遇改善加算Ⅰイ（単位）	居住費＋食費	1割負担合計金額（円）	2割負担合計金額（円）	3割負担合計金額（円）	介護給付サービス利用料、介護職員等処遇改善加算Ⅰイの合算（①+②）	居住費＋食費（①の方）	合計金額	居住費＋食費（②の方）	合計金額	介護給付サービス利用料、介護職員等処遇改善加算Ⅰイの合算（①+②）	居住費＋食費	合計金額	介護給付サービス利用料、介護職員等処遇改善加算Ⅰイの合算（①+②）	居住費＋食費	合計金額
		要介護１	694	36	13	4	11	50	23,548	3,838	82,956	110,342	137,729	165,115	27,386	47,430	74,816	69,440	96,826	27,386	26,970	54,356	27,386	21,080	48,466
		要介護２	762						25,656	4,182		112,794	142,632	172,470	29,838		77,268		99,278	29,838		56,808	29,838		50,918
		要介護３	835						27,919	4,551	=(1231*31)+(1445*31)	115,426	147,896	180,365	32,470	=(880*31)+(650*31)	79,900	=(880*31)+(1360*31)	101,910	32,470	=(480*31)+(390*31)	59,440	32,470	=(380*31)+(300*31)	53,550
		要介護４	903						30,027	4,894		117,877	152,799	187,720	34,921		82,351		104,361	34,921		61,891	34,921		56,001
		要介護５	968						32,042	5,223		120,221	157,486	194,751	37,265		84,695		106,705	37,265		64,235	37,265		58,345
小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）	多床室（二人部屋）	要介護度	単位/日					単位/月	①介護給付サービス利用料（単位）	②介護職員処遇改善加算（単位）	居住費＋食費	1割負担合計金額（円）	2割負担合計金額（円）	3割負担合計金額（円）	介護給付サービス利用料、介護職員等処遇改善加算Ⅰイの合算（①+②）	居住費＋食費（①の方）	合計金額	居住費＋食費（②の方）	合計金額	介護給付サービス利用料、介護職員等処遇改善加算Ⅰイの合算（①+②）	居住費＋食費	合計金額	介護給付サービス利用料、介護職員等処遇改善加算Ⅰイの合算（①+②）	居住費＋食費	合計金額
		要介護１	694	36	13	4	11	50	23,548	3,838	73,160	100,546	127,933	155,319	27,386	33,480	60,866	55,490	82,876	27,386	25,420	52,806	27,386	9,300	36,686
		要介護２	762						25,656	4,182		102,998	132,836	162,674	29,838		63,318		85,328	29,838		55,258	29,838		39,138
		要介護３	835						27,919	4,551	=(915*31)+(1445*31)	105,630	138,100	170,569	32,470	=(430*31)+(650*31)	65,950	=(430*31)+(1360*31)	87,960	32,470	=(430*31)+(390*31)	57,890	32,470	=(0*31)+(300*31)	41,770
		要介護４	903						30,027	4,894		108,081	143,003	177,924	34,921		68,401		90,411	34,921		60,341	34,921		44,221
		要介護５	968						32,042	5,223		110,425	147,690	184,955	37,265		70,745		92,755	37,265		62,685	37,265		46,565

※利用者負担額軽減制度の適用を受け、市町村より発行された「介護保険負担限度額確認証」をお持ちの方は施設に提示することで食費・居住費の負担額が軽減されます。

※利用したサービス費の1割の利用者負担合計額が一定額を超えたときは申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として支給されます。負担上限額は負担段階第1・第2段階／15,000円。第3段階／24,600円。第4段階／37,200円（但し単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方は44,400円となります）。

■その他の介護給付サービス加算

加算	加算条件		加算単位
初期加算	ご入所者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算		30
外泊時費用	ご入所者が入院及び外泊の場合にひと月6日（月を跨いだ場合は連続の最大12日）を限度として加算。（ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません）。		246
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算。		6
看取り介護加算	医師が終末期にあると判断したご入所者について、医師・看護職員・介護職員が共同して看取りの介護を行なった場合に加算。（45日を上限とする。退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。入院・外泊等中は含まないが、死亡日より45日以内であれば入院・外泊等以前も算定を行なう） 死亡日以前4～30日、31日～45日以下、死亡日の前日・前々日、死亡日により加算額が決まる。		1280・680・144・72

（上記加算が算定された場合にも処遇改善加算の所定単位数に含まれます。その場合料金表の合計金額に変動が生じます）。

介護職員等処遇改善加算Ⅰイ＝所定単位数（基本単位+加算単位）×163／1000

■入院や外泊でお部屋を空けておく際には、一日あたり下記の居室料をご負担いただきます。（負担段階は利用者負担減額認定に基づく段階を適用するもの）。

従来型個室（一人部屋）	第4段階以上　1231円　　第3段階①　880円　　第3段階②　880円　　第2段階　480円　　第1段階　380円
多床室（二人部屋）	第4段階以上　915円　　第3段階①② ～ 第2段階　430円　　第1段階　負担なし